

令和5年11月16日

## 「名寄市博物館条例の一部改正(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

「名寄市博物館条例の一部改正(素案)」に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

## 記

「名寄市博物館条例の一部改正(素案)」に対して、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、ご意見はありませんでしたので、「名寄市博物館条例の一部改正(素案)」に基づき策定することとしました。

## 1. パブリック・コメント手続の実施結果

案件名	名寄市博物館条例の一部改正(素案)
意見等の募集期間	令和5年10月16日(月)～令和5年11月15日(水)
案の公表方法	1 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布 ①市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所) ②図書館(名寄本館、風連分室) ③北国博物館 ④市立大学の情報公開コーナー ⑤市民文化センター ⑥ふうれん地域交流センター ⑦駅前交流プラザ「よろーな」 2 市ホームページへの掲載 3 名寄新聞、北都新聞への掲載及びFM放送
意見等の提出方法	指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参又はファックス、郵送、電子メールで提出
結果の公表方法	指定場所での閲覧、名寄市ホームページ
意見等の提出者数・提出件数	提出者 0人 提出件数 0件
意見等の処理	案の修正箇所:なし

[問合せ]

担当課:教育部北国博物館

電話:01654-3-2575